

ひとり親家庭等家賃助成制度のご案内 (令和7年度4月以降)

鎌倉市では、民間の賃貸住宅にお住まいの母子・父子家庭等の方を対象として、家賃の一部を助成しています。

対象者

次の条件を全て満たす方が対象となります。

- 民間の賃貸住宅(月額家賃15,000円以上100,000円以内)に住んでいる方
- 児童の年齢が20歳未満である方
- 鎌倉市に1年以上お住まいの方
- 所得が所得制限限度額未満の方
- 生活保護を受けていない方

所得制限

ひとり親家庭等医療費助成制度による所得制限を適用します。

養育費の8割を加算した額で判定します。

前々年の所得で判定します。

扶養親族等の数	申請者	扶養義務者等(同居親族)
0人	2,080,000 円未満	2,360,000 円未満
1人	2,460,000 円未満	2,740,000 円未満
2人	2,840,000 円未満	3,120,000 円未満

月額助成額

月額家賃から15,000円を控除した額。ただし9,000円を限度とします。

支払時期

5月、9月、1月に前月分までを支払います。※申請した月分から助成となります。

※令和7年分に限り、支払時期が異なります。

令和7年分の支払スケジュール

支払月	該当する助成月
令和7年9月	令和7年4月分から8月分
令和8年1月	令和7年9月分から12月分

令和8年分の支払スケジュール(令和9年以降も同様)

支払月	該当する助成月
令和8年5月	令和8年1月分から4月分
令和8年9月	令和8年5月分から8月分
令和9年1月	令和8年9月分から12月分

申請について

令和7年4月以降の助成を受けるためには、下記必要書類をご準備の上、電子申請、来庁又は郵送のいずれかで申請してください。令和6年度に助成を受けていた方も、新たに申請が必要です。

(1) 電子申請システムによる申請 【令和7年4月1日に電子申請ページが公開されます。】

下記必要書類のPDFをご準備の上、右の2次元コードよりHPにアクセスし、記載されている電子申請URLより申請をしてください。(PDFファイルを添付するときの操作例もHPに掲載しております。)



(2) 来庁または郵送による申請 【令和7年4月1日にHPに申請書が公開されます。】

下記必要書類及び「ひとり親家庭等家賃助成申請書(第1号様式)」(HPまたは窓口から入手)をご提出ください。

必要書類

※鎌倉市ひとり親家庭等福祉医療証をお持ちかどうかで、必要書類が異なります

★期間内の鎌倉市ひとり親家庭等福祉医療証をお持ちの方

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し(住所、契約期間、賃料、貸主と借主の氏名・押印箇所がある部分)
- (3) 申請日以前2か月以内に家賃を支払ったことを証する書類(賃料支払証明書、振込が分かるアプリのスクリーンショット等)の写し
- (4) 申請者名義の預金口座が確認できる書類の写し
- (5) 期間内の鎌倉市ひとり親家庭等福祉医療証の写し

★期間内の鎌倉市ひとり親家庭等福祉医療証をお持ちではない方

上記必要書類(1)から(4)

- (5) 申請者及びその者が扶養する児童の戸籍謄本又は抄本
- (6) 申請者及び扶養義務者の前々年所得が確認できる書類(所得証明書等)(同居ご家族全員の前年の1月1日の住所登録地が鎌倉の方は不要。)
- (7) 養育費等に関する申告書(第2号様式)(HPまたは窓口から入手)(児童が全員18歳に到達後最初の3月31日を迎えている方は不要)

更新について

毎年1月中に、現況届等をご提出いただきます。現況届に関するお知らせは、12月に送付予定です。

【お問い合わせ・提出先】こども家庭センター 子育て給付担当
(本庁舎 1階42番窓口 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 TEL61-3897(直通))